

学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 目的

学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（第2基本事項 - 2業務の目的・概要）に記載のとおり。（参考資料1：令和5年12月4日議員懇談会参考資料1）

2. 概要

町立小学校4校、町立中学校2校の老朽化及び新しい学校教育への対応を目的に、既存の小学校敷地に、施設一体型義務教育学校を2校新設する検討にあたり、整備に関する基本構想及び基本計画の策定支援を行うもの。

3. 既存校

中学校区	学校名	住所	児童生徒数 (令和5年5月1日)
葉山中学校区	葉山中学校	葉山町堀内 2247-2	498
	葉山小学校	葉山町堀内 2050-1	607
	上山口小学校	葉山町上山口 158	122
	一色小学校	葉山町一色 1060	511
南郷中学校区	南郷中学校	葉山町長柄 1835	325
	長柄小学校	葉山町長柄 130	545

参考資料2：葉山町立小学校の分布

参考資料3：葉山町立小中学校の学区

参考資料4：児童生徒数の将来推計

4. 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

5. 候補地

中学校区	新設校舎候補地	仮設校舎候補地
葉山中学校区	<ul style="list-style-type: none">➤ 葉山小学校敷地➤ 一色小学校敷地➤ 葉山中学校敷地	<ul style="list-style-type: none">➤ 葉山中学校敷地
南郷中学校区	<ul style="list-style-type: none">➤ 長柄小学校敷地➤ 南郷中学校敷地	<ul style="list-style-type: none">➤ 南郷中学校敷地

参考資料5：地質調査位置図一覧

6. 業務内容

(1) 学校整備基本構想の策定

学校再整備に係る基本構想の策定を行う。令和7年1月の町制施行100周年に合わせて、再整備方針（案）を取りまとめ、中間報告とすること。

(ア) 本事業の経緯・目的の整理

(イ) 既存施設の基礎データの整理・課題分析

(ウ) 将来想定（児童生徒数・学校規模・行政需要と町民ニーズ・通学区域等）の整理

(エ) 新設校舎候補地（学校敷地）における建築可能性調査・検討

(オ) 令和7年1月に町制施行100周年に合わせた再整備方針（案）の公表

① 基本理念及び基本方針

② 義務教育学校整備に係るコンセプト

③ 学区の設定

④ 建設候補地の選定（妥当性評価：項目別のメリット・デメリットを点数化）

⑤ 施設の基本構成・主な複合施設の想定・施設規模

⑥ 整備時期の想定

(2) 学校整備基本計画の策定

学校整備基本構想を踏まえ、学校整備に係る基本計画の策定を行う。

(ア) 敷地全体面積設定（法令の確認、事前相談要す）

(イ) 敷地平場・斜面地面積

(ウ) 計画地盤・道路付レベルの設定

(エ) 土留め範囲（高さ・延長）

(オ) 切土・盛土範囲と量

(カ) 利用計画（用途等）

(キ) 建物配置計画（諸室の構成と配置、必要設備・機能、ゾーニング図、各階平面図等）

(ク) 居室等の条件整理（必要居室、利用人数、利用形態、階数、平米数等）

(ケ) 建物断面・高さ計画（法令の確認、事前相談を要する）

(コ) 構造計画・設備計画

(サ) グラウンド計画（別敷地確保の有無）

(シ) アプローチや建物周囲計画

(ス) 仮設計画

(セ) スケジュール計画

(ソ) 事業費概算（敷地造成を含み、工種・科目別による積上げ）

(タ) 活用できる国庫補助等

(チ) 町民合意に資するビジュアルイメージ（パース）

7. 特記事項

学校施設のあり方を審議する委員会として、「学校施設あり方検討委員会」を設置しており、令和6年度中に4回予定している会議及び別に企画する関係者とのワークショップに、

業務内で検討した資料を活用することがある。会議・ワークショップの企画運営は、本町が行うことを原則とするが、本委託において運営支援を提案することを可とする。

8. 履行にあたっての留意事項

(1) 従事者

以下の従事者を配置すること。なお、同種業務もしくは類似業務のいずれも実績とみなすこととする。(同種業務及び類似業務の別は実施要領に準ずる。)

(ア)管理技術者

総括責任者として、業務全体を取りまとめ、業務を滞りなく実施する役割として1名の配置とする。

- ① 一級建築士の資格を有すること
- ② 平成25年4月1日以降に発注された小学校・中学校・義務教育学校(以下「小学校等」という。)のいずれかの新設もしくは改築に係る基本計画等(基本構想・基本設計を含む)の策定業務実績を有すること

(イ)担当技術者

担当技術者を必要な人数配置する。

- (ア)一級建築士の資格を有すること
- (イ)平成25年4月1日以降に発注された小学校等の新設もしくは改築に係る基本計画等(基本構想・基本設計を含む)の策定業務実績を有すること

(2) 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、以下の事項を含む業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。なお、履行期間中に各事項の変更が生じた場合には、変更後の業務計画書を速やかに委託者へ提出すること。

- (ア)実施方針(業務履行にあたっての方針、業務の進捗管理、計画・資料等作成にあたっての配慮事項、その他受託者として留意すべき事項等)
- (イ)実施体制(プロジェクト体系図、管理技術者・担当技術者と委託者との連絡体制)
- (ウ)実施工程(各業務の工程)
- (エ)従事者一覧(氏名・年齢・所属・有資格・業務従事実績等を明記)
- (オ)情報管理(情報共有の方法、情報の記録・保管方法、個人情報の取扱等)
- (カ)その他委託者が指示する事項

(3) 報告

(ア)会議

定例会を月1回程度行う(オンライン可)。あらかじめ曜日・時間帯を決めて年間スケジュールを確定させること。会議には、管理技術者及び担当技術者が毎回出席すること。やむを得ない場合は、委託者の承諾を得ること。受託者は委託者の指示に基づき議事録作成を担うこと。なお、定例会以外にも進捗に応じて、委託者から臨時会の開催要望があった場合は、できる限り対応すること。

(イ) 完成時

町の指定する完成届と併せて「業務報告書」を作成し、委託者へ提出すること。

(ウ) 成果物の種類

名称	印刷物	データ
業務計画書	2部	2組
基本構想		
基本構想概要版		
基本計画		
基本計画概要版		
整備後のイメージパース等(外観、内観)		
その他委託者が指定するもの		

※成果物の規格は、原則としてA4判とし、書式は委託者と協議の上決定すること。

※印刷物でページ数の多いものは、着脱可能なファイル綴を使用し、必要に応じて適宜分冊の上、背表紙及びインデックスを使用して見やすく整理すること。

※データは原則として、DVD-Rに格納し、データの種類等は委託者と協議し決定すること。

※それぞれの納入期限は、業務計画書に定めるスケジュールによるものとする。

9. 再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託するもので、委託する業務の範囲、委託先、その他必要な事項についてあらかじめ書面により申し出て、委託者の承諾を得た場合は可とする。

10. 著作権

本委託の成果物の著作権及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、本委託の履行にあたり、関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託の履行に関係のある住民、地域団体、事業者、その他関係者に対し、常に公正かつ中立的な立場を堅持すること。
- (3) 受託者は、本委託の従事者のうち、管理技術者及び担当技術者はプロポーザルで示したものを従事させること。ただし、やむを得ない場合に限り、変更する従事者を委託者に示し承諾を得ること。
- (4) 委託者は、本委託の履行期間中に、基本計画に係る内容（事業スケジュールや事業費概算等）の妥当性検証を第三者へ委託する可能性がある。受託者は、その際、資料提供や質問への回答など検証に協力すること。
- (5) この仕様書の解釈について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上解決するものとする。